

請 書

控

令和 3年9月13日

横浜市契約事務受任者

所在地 横浜市鶴見区尻手3-8-2
商号又は名称 SKGマーケティング株式会社
代表者職氏名 代表取締役 林 芳彦

横浜市契約規則、契約内容に応じた横浜市契約約款及び仕様書・設計書等で提示された条件を遵守し、次の内容でお届けします。

件 名 携帯投光器 (ストリームライト) 12式 同等品可

契約区分 確定契約 概算契約 (概算数量契約)

契約金額

百	十	万	千	百	十	円
¥	2	7	7	2	0	0

課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)

万	千	百	十	円	
¥	2	5	2	0	0

免税業者

1/13 水物 処理済

内 訳 (品名:品質、形状等)	数 量	単 価	金 額
携帯投光器 (ストリームライト製ファイバー光LED (米国防爆認証) ・ 品質等仕様書のとおり)	12式	21,000	252,000
合 計			252,000

納入場所 (履行場所) 消防局 消防訓練センター

納入期限 (履行期間) 令和4年2月20日・令和4年3月20日

前 金 払 しない する

部 分 払 しない する (2回以内)

部分払の基準 設計書のとおり

支払時期の特約の確認 適法な請求書を受領した日から起算して30日以内

契約約款の適用 物品供給契約約款 物品製造 (印刷製本) 請負契約約款
 委託契約約款 修繕請負契約約款
 賃貸借契約約款 設計・測量等委託契約約款

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

※ 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程 (平成20年3月水道局規程第7号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程 (平成20年3月交通局規程第11号) 第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。